

七ヶ浜町立汐見小学校のいじめ防止に向けた取り組みについて

はじめに

いじめは児童の人権や名誉を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、児童の尊厳を保持するため、町、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「汐見小学校いじめ防止基本方針」を策定した。（平成26年策定）

以下は、本校のいじめ防止基本方針の一部を抜粋である。

I いじめの定義

法第2条『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』と定義されている。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。なお、犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察と相談、通報の上、警察と連携した対応を取る。

II いじめの理解

いじめは、どの児童にも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉鎖性）、「観衆」としておもしろがったりする存在や周辺で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。

また、発達障害のある児童生徒については、障害の特性によっていじめが発見されにくいことや相手の気持ちを十分認識することができない場合がある等、配慮する必要がある。

III いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

- ① 児童一人一人が、安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。
- ② 教職員の観察や定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

2 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって学校の内外にかかわらず地域や保護者との連携をとりながら早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。

3 いじめに対する措置

- ① 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- ③ いじめを受けた児童には、教師が絶対的な味方になり、プライバシーに十分配慮しながら、聞き取り調査、保護者への連絡、落ち着いて教育を受けられる環境の確保、心理的ケアを行う。

- ③ いじめた児童には、事実関係の聴取及び保護者への連絡や継続的な助言を行う。その際、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、責任を自覚させる。
- ④ いじめが起きた集団には、自分の問題としてとらえさせ「観衆」や「傍観者」を作らないように指導し、望ましい集団活動を取り戻せるように働きかける。

4 地域や家庭との連携

- ・学校評価において、いじめ防止の取組をP D C Aサイクルに基づいて評価し改善に努める。
- ・P T A活動や民生児童委員懇談会、学校だよりの地域への回覧などあらゆる機会を利用して、保護者や地域との連携を十分に図る。

5 関係機関との連携について

- ・インターネットを介したいじめについては、学校警察連絡協議会や七ヶ浜町小中学校生徒指導担当者会、不登校改善推進委員会等の関係機関との連携を図る。

いじめ対策年間指導計画

＊いじめに関わるアンケートは毎月実施し、アンケート結果は定例職員会議において共通理解を図る。

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4	生徒指導委員会 学年懇談会	10	生徒指導委員会
5	生徒指導委員会 家庭訪問	11	生徒指導委員会 学年懇談会 学警連
6	生徒指導委員会 学年懇談会 学警連	12	生徒指導委員会 教育相談 学校評価
7	生徒指導委員会 教育相談（全家庭） 学校評価	1	校外巡視 生徒指導委員会
8	校外巡視	2	新入学児童保護者説明会 幼保小連絡会 学年懇談会
9	生徒指導委員会	3	生徒指導委員会 学級編成会議 小中連絡会

学警連：学校警察連絡協議会

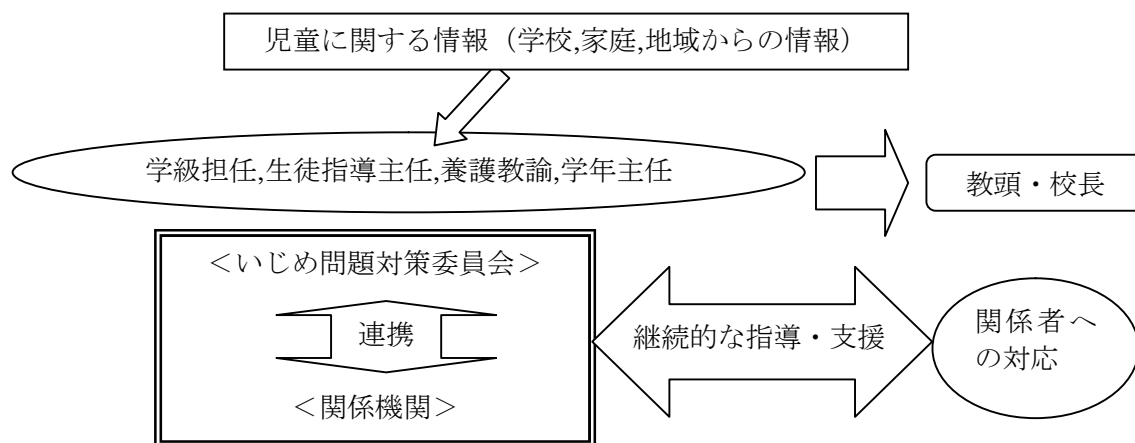
幼保小連絡会：幼稚園、保育所・園、小学校連絡会

小中連絡会：小学校・中学校連絡会

IV いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止法等に関する措置を実効的に行うため「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」は学校基本方針に基づいて取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有を行う。
- (3) 「いじめ問題対策委員会」の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、該当学級担任とする。必要に応じてスクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー、学校評議員、P T A役員、地域住民を校長が招集する。

【いじめ問題対策委員会 組織図】



- (4) いじめの疑いに関わる情報があつたときには、「いじめ問題対策委員会」を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係の児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。